

# マイナンバーカード 利用のご案内

マイナンバーカードは、社会保障分野や税分野等におけるマイナンバー（個人番号）の提示が必要な場面で、マイナンバーと身元を証明する書類として利用できます。マイナンバーの提示と本人確認が1枚で済む唯一のカードです。

## カードの取扱

カードは紛失、盗難のないように大切に取り扱いってください。  
暗証番号（パスワード）は他人に知られないよう、大切に保管してください。

## 身分証明書

マイナンバーカードは、顔写真付きの身分証明書としてもご利用いただけます。  
旧姓（旧氏）の併記もできます。※事前申請が必要です。

## コンビニ交付

お近くのコンビニで住民票の写しや印鑑登録証明書、所得・課税証明書等が取得できます。  
※年末年始を除く毎日6：30～23：00 ※詳しくは龍郷町公式ホームページをご覧ください。

## 健康保険証

2021年度（予定）から健康保険証として利用できるようになります。  
同意のもと、医師と服薬履歴等が共有でき、より良い医療が受けられるようになります。  
※事前申請が必要です。※マイナ受付対応の医療機関においてご利用いただけます。

## オンラインでの 様々な手続き

e-Tax（オンライン確定申告）利用や、オンラインでの住宅ローン契約や証券口座開設等に  
利用できます。

## カード有効期間

### 記載事項



### ① 個人番号カード本体の有効期間

※20歳以上はカード発行日後10回目の誕生日  
20歳未満はカード発行日後の5回目の誕生日

### ② 電子証明書の有効期間

※発行日後5回目の誕生日



※マイナンバー（個人番号）です。  
こちらでご自身のマイナンバーを確認していただけます。

※カード有効期間満了の3か月前より、お住まいの市区町村窓口で更新の申請ができます。

## その他

スマホへのカード機能搭載（2022年度中予定）や、運転免許証との一体化（2024年度末予定）等が予定されています。

# 電子証明書 利用のご案内

マイナンバーカードには、署名用電子証明書と利用者証明用電子証明書の2種類の電子証明書が入っています。

署名用電子証明書 (英数字6～16桁)	e-Tax 利用時やマイナポータルでの電子申請、オンラインでの証券口座開設やローン契約等、インターネット上の申請・契約時に本人確認として使用します。 ※15歳未満の方、成年被後見人の方には原則発行されません。
利用者証明用電子証明書 (数字4桁)	コンビニ交付サービスや健康保険証としての使用時、マイナポータルのログイン時等に利用者本人であることを証明するために使用します。

◎マイナンバーカードに対応したスマートフォン一覧はこちらをご覧ください。

公的個人認証サービスポータルサイト

(<https://www2.jpki.go.jp/prepare/pdf/nfclist.pdf>)



スマホ  
パソコンでの  
ご利用

◎電子証明書を自宅のパソコンで利用するには次の準備が必要です。

①※「利用者クライアントソフト」及び②のドライバのインストール

※公的個人認証ポータルサイトから無料でダウンロードできます。

(<https://www.jpki.go.jp/download/index/html>)



②動作確認済み IC カードリーダーライタを用意しパソコンに接続

([https://www.jpki.go.jp/prepare/reader\\_writer.html](https://www.jpki.go.jp/prepare/reader_writer.html))



暗証番号  
(パスワード)  
について

署名用電子証明書は5回、利用者証明用電子証明書は3回、暗証番号(パスワード)を連続して誤ると電子証明書が利用できなく(ロック状態)になります。

ロックの解除はお住まいの市区町村窓口で申請が必要になりますのでご注意ください。

有効期間  
更新について

電子証明書の有効期間は、下記いずれかの期間が短い日に設定されています。

※発行の日後5回目の誕生日

※マイナンバーカードの有効期間

※利用者証明用電子証明書の有効期間

有効期間満了の3か月前よりお住まいの市区町村窓口にて更新を行うことができます。

有効期間満了後も、新規発行ができます。

署名用電子  
証明書に関する  
特記事項

引っ越しや婚姻などで氏名・住所に変更があった場合、署名用電子証明書は自動的に失効します。署名用電子証明書の新規発行をご希望の場合は、お住まいの市区町村窓口にて申請をお願いします。

## よくあるご質問

Q1. 暗証番号（パスワード）を忘れてしまった。

A. 暗証番号を忘れてしまった場合、お住まいの市区町村窓口にて再度設定していただく必要があります。  
詳しくは、町民税務課（0997-69-4519）までお問い合わせください。

Q2. 氏名・住所に変更があった。

A. 住所・氏名などに変更があった場合、お住まいの市区町村窓口にて記載事項変更の手続きを行います。  
その際、マイナンバーカードの暗証番号（パスワード）入力が必要になりますので、暗証番号記載票も併せてお持ちください。

Q3. マイナンバーカードを紛失してしまった。

A. ①速やかに以下の電話番号に連絡し、電子証明書機能の一時停止（24時間365日対応）を行ってください。

・マイナンバーカード総合フリーダイヤル （無料）0120-95-0178

・個人番号カードコールセンター （有料）0570-783-578

上記にてつながらない場合には （有料）050-3818-1250

なお、一時停止後にカードが見つかった場合、お住まいの市区町村窓口で一時停止解除を行えます。

②カードの再発行を希望する場合は、

・紛失の場合は警察署等に出す遺失届の受理番号

・焼失の場合は消防署等から出される罹災証明書

をお持ちの上、お住まいの市区町村窓口にて再交付申請を行ってください。

※紛失等に伴う再発行には手数料がかかります。

## マイナンバーについてのお問い合わせ

マイナンバーカード総合サイト



公的個人認証ポータルサイト



マイナンバー総合フリーダイヤル:0120-95-0178

平日：9時30分～20時00分

土日祝：9時30分～17時30分

・上記ダイヤルにつながらない場合

マイナンバーカード等：050-3818-1250 その他お問合せ：050-3816-9405

・英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語対応フリーダイヤル

This telephone number is toll-free corresponding to English, Chinese, Korean, Spanish, and Portuguese.

マイナンバー制度について：0120-0178-26

マイナンバーカード等：0120-0178-27

Inquiries about My Number System

Inquiries about My Number Card etc.

役場町民税務課:0997-69-4519(直)

平日：8時30分～17時15分